

今治弁護士意見陳述の整理

| | NHK答弁書の主張 | 原告の反論 |
|---|--|---|
| ① | 被告NHKと放送受信者との関係は、最高裁が判示した（平成29年12月）ように受信契約強制は民法及び民事訴訟法の規定による私法上の法律関係であり、公法関係ではない。 | 最高裁判決は、放送法64条1項の受信契約締結の強制について民法及び民事訴訟法の規定により実現するとしたにすぎず、放送法4条について述べたものではない。放送法全体は、放送が健全な民主主義の発達に資するという原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律するものであり、私人間の法律関係を調整する法とは位置付けていない。 |
| ② | 別訴（国際放送実施要請違法無効確認請求事件）の控訴審判決は「NHKがそのような放送を行うべき義務は、広く公共に対する義務であって、個々の放送受信契約者に対する義務とは言えない」としている。これは本訴訟でのNHKの主張を裏付けている。 | 左記別訴の一審判決主要整理部分で、NHK自らが放送法上の義務を「公法上の義務」と述べている。にもかかわらず、本訴訟で放送受信者とNHKの関係が私法関係であると主張するのは自己矛盾である。 |
| ③ | 放送法4条1項各号は抽象的義務を定めたものであって、具体的義務を定めたものではない。 | 原告の訴えは、受信契約内容として放送法第4条1項各号の義務ではなく、放送法第4条1項各号から直接導かれる具体的義務である。 |
| ④ | 原告は堀部政男氏、塩野宏氏の文献を引用して、放送法4条1項各号が具体的義務であると主張しているが、引用部はそのような趣旨によるものではないことは文理上明らかである。 | 被告の「文理上明らか」という主張には理由が述べられていない。むしろ、原告引用文献には、被告NHKが放送内容について放送受信者に対し負うべき具体的義務があることが述べられている。 |
| ⑤ | 本件のように損害賠償請求が提起されている場合、放送法4条の遵守義務に関する紛争解決としては、これ（損害賠償請求）で足りるものであり、当事者訴訟として公法上の義務の確認請求を提起する利益は認められない。 | 損害賠償請求権発生の根拠は、放送受信契約における債務不履行であり、過去の放送で侵害された利益を救済しようとするものである。今回追加請求した当事者訴訟の公法上の義務確認請求は、現在において、例えば受信者の選挙権を侵害する現実的な危険があるときに放送受信者の利益を保護するためのものであり、確認の利益はある。 |